

せり参加人承認取扱要領

(趣 旨)

第1条 徳島市中央卸売市場（以下「市場」という。）における各部のせり参加人の地位を明確にし、せり取引の明朗かつ公正を期し、市場業務運営の効率化を図るため、せり参加人の承認については、この要領よって行うものとする。

(定 義)

第2条 この要領において「せり参加人」とは、卸売業者が行う売買取引に参加する者をいう。

(承認対象)

第3条 せり参加人の承認を受けようとする者は、市場における仲卸業者の許可又は売買参加者の承認を受けた者の代表者又はその従業者（法人の場合は役員を含む。）であって、その業務に専念する者でなければならない。

(欠陥条項)

第4条 次の各号の一に該当する者は、せり参加人になることができない。

年齢20歳未満の者であるとき。

破産者で復権を得ない者であるとき。

ア 仲卸業者の場合

卸売業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき。

イ 売買参加者の場合

卸売業者若しくは仲卸業者又はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき。

青果物又は水産物の取扱業務について、2年以上の経験を有しないとき、又は必要な能力を有していない者であるとき。

(承認員数)

第5条 せり参加人の員数は、申請者の前年度総取扱実績を勘案のうえ市長が決定するものとし、仲卸業者にあつては8人以内、売買参加者の場合は4人以内とする。

(申請手続)

第6条 せり参加人の承認を受けようとする者は、せり参加人承認申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

せり参加人の履歴書(写真添付。別記様式第2号)

せり参加人の身分証明書又はこれに代わる書類

その他市長が必要と認める書類

(承認)

第7条 申請書が提出された場合、市長は書面審査及び本人についての実状調査などにより適当と認める者について承認する。

(せり参加人の表示)

第8条 せり参加人は、せり参加中は、せり参加人であることを明確にするため所定の帽子及び記章を着用しなければならない。

(せり入札参加行為の停止又は承認の取消)

第9条 市長は、せり参加人が次の各号の一に該当したときは、当該せり参加人のせり入札参加行為の全部を停止し、又はその承認を取消することができる。

せり参加人がそのせりに関して、せり人等と気脈を通じて不当な処置をなさせ、又はこれらの者と談合その他不正行為をしたとき。

せり参加人がそのせりに関してせり人等から金品その他の利益を収受し、又はこれらの者に贈与したとき。

せり参加人が法令又は本市の条例等の規定に違反したとき。

その他せり参加人として不適当な行為があったと認められるとき。

(承認辞退)

第10条 せり参加人の承認を辞退する場合は、遅滞なくせり参加人承認辞退届(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(承認期限)

第11条 本要領によりせり参加人の承認を受けた者の承認期限は3年以内とし、申請事由によって市長がこれを決定する。

(定めのない事項の処理)

第 1 2 条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた事項については，市長が別に定める。

附 則

この要領は昭和 4 7 年 1 0 月 1 4 日から実施する。

〃 平成 3 年 1 2 月 1 日改正施行する。

附 則

この要領は，平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は，平成 1 8 年 1 1 月 1 日から施行する。